

## 議案第41号

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

## 1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の内容

- (1) 職員の配置の基準について、主務保育教諭等の職を加えようとするものです。
- (2) 満4歳以上の園児等の学級の編制の基準について、1学級の園児数を35人以下から30人以下としようとするものです。

## 3 施行期日

令和8年4月1日としようとするものです。

## 4 効果

幼保連携型認定こども園等の適正な運営に資することができます。